制定　平成 28 年 10 月 31 日　区長決定　要綱第 245 号

品川区総合戦略推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）に基づき策定した品川区総合戦略（以下「総合戦略」という。）およびその関連施策の評価等を行うとともに、これらを総合的かつ計画的に推進するため、品川区総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　総合戦略およびその関連施策の進捗状況の把握および評価に関する事項

(2)　前号に定めるもののほか、総合戦略および地方創生の推進に関し必要な事項

（委員）

第３条　委員会は、委員７人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　関係諸団体の役職員又は代表

(3)　品川区職員

(4)　その他区長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、３年以内とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長および副委員長）

第５条　委員会に、委員長および副委員長を置く。

２　委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠席した場合等に職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年１０月３１日から適用する。